

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づく経済産業大臣の意見（令和3年9月28日）は、次のとおりである。

経済産業省

20210714保第2号

令和3年9月28日

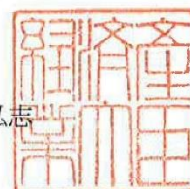
ティーダ・パワー110合同会社

代表社員 カナディアン・ソーラー・ネザーランズ・コーポラティブ・ユーエー

職務執行者 コジリアン・マイケル・ジェームス 殿

経済産業省
大臣官邸
〒100-8901
東京都千代田区千代田
1-1-1
電話 03-3581-2111
ファクス 03-3581-2112
ホームページ
http://www.meti.go.jp

経済産業大臣 梶山 弘志



ティーダ・パワー110合同会社「(仮称)CS宮城加美町太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和3年7月14日付けをもって送付のあった、「(仮称)CS宮城加美町太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

(別紙)

1. 総論

(1) 方法書以降の適切な環境影響評価等

方法書以降の環境影響評価の検討・実施に当たっては、専門家等からの指導・助言を得るとともに、宮城県、加美町等の関係機関との協議・調整を十分に行い、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うことにより透明性及び客観性を確保すること。

また、事業計画の検討を進める中で、環境影響評価項目の選定に当たっては、改変区域を明らかにした上で、専門家等からの助言を踏まえて、改めて客観的かつ科学的な検討を行うこと。

(2) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたヤナギ高木群落（IV）が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行う

こと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生の改変を回避又は極力低減すること。

(2) 廃棄物等について

本事業は、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成 30 年 12 月環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は表 5.2-1 のとおりである。

表 5.2-1(1) 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>1. 総論</p> <p>(1) 方法書以降の適切な環境影響評価等</p> <p>方法書以降の環境影響評価の検討・実施に当たっては、専門家等からの指導・助言を得るとともに、宮城県、加美町等の関係機関との協議・調整を十分に行い、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うことにより透明性及び客観性を確保すること。</p> <p>また、事業計画の検討を進める中で、環境影響評価項目の選定に当たっては、改変区域を明らかにした上で、専門家等からの助言を踏まえて、改めて客観的かつ科学的な検討を行うこと。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価の検討・実施に当たっては、専門家等からの指導・助言を得るとともに、宮城県、加美町等の関係機関との協議・調整を十分に行い、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うことにより透明性及び客観性を確保するようにいたします。</p> <p>また、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）（以下「発電所アセス省令」という。）の別表第 5 においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目を勘案しつつ、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、「発電所アセス省令」第 21 条の規定に基づき、本事業に係る環境影響評価の項目を選定しました。</p>
<p>(2) 対象事業実施区域等の設定</p> <p>対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。</p>	<p>対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の構造・配置又は位置・規模の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映いたします。</p>
<p>(3) 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにいたします。</p>

表 5.2-1(2) 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>2. 各論</p> <p>(1) 植物及び生態系に対する影響</p> <p>事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたヤナギ高木群落（Ⅳ）が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生の改変を回避又は極力低減すること。</p>	<p>太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生の改変を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
<p>(2) 廃棄物等について</p> <p>本事業は、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成30年12月環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。</p>	<p>太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成30年12月環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況の把握に努めた上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより、廃棄物の発生抑制に努めます。また、やむを得ず廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画といたします。</p>
<p>以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。</p>	<p>以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載いたします。</p>